

第三国定住事業の概要

- 本国における迫害から逃れ、当初庇護を求めて滞在している国から、受入れに合意した第三国に移動させ、長期的な滞在を認めて保護するもの。UNHCRが進める難民問題の恒久的解決策の一つ。
- 我が国は、アジア地域で発生している難民問題への対処という国際貢献及び人道支援の観点から、アジアで初めて、第三国定住による難民受入れを実施。

我が国は、閣議了解及び難民対策連絡調整会議決定に基づき、2010年～2014年はタイの難民キャンプから、2015年～2018年はマレーシアから、**計44家族174人のミャンマー難民**を受入れ。

検討の背景・経緯

- 現在、世界には約2,540万人（2017年末時点）の難民が存在し、その数は増加傾向。2018年12月には国連総会において、難民支援に関する国際社会の連帯、包括的な支援、第三国定住の拡大の促進等を内容とする難民グローバル・コンパクトが採択。
- 本事業の継続に当たり、これまでの受入れ状況、難民を取り巻く国際情勢等に鑑み、受入れ対象の拡大の要否、拡大する場合の範囲等について検討を行うことが必要。



- 2018年10月に「第三国定住による難民の受入れ事業の対象拡大等に係る検討会」を設置。
- 月1回のペースで有識者等を交えて議論を重ね、本年5月に検討結果を取りまとめ。

検討結果のポイント

- 受入れ対象（閣議了解事項）
マレーシアに滞在するミャンマー難民 ⇒ アジア地域に滞在する難民（出身国・地域の限定なし）
- 受入れ人数（難民対策連絡調整会議決定事項）
年1回約30人 ⇒ 年間約60人（2回に分けて受入れ）
※実施状況を踏まえ、5年後を目途に年間100人以上の受入れを検討
- 受入れ単位（難民対策連絡調整会議決定事項）
家族単位のみ ⇒ 単身者も受入れ

取りまとめを踏まえ、閣議了解・難民対策連絡調整会議決定の一部改正を視野に、難民対策連絡調整会議へ報告予定